

議案第20号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月21日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「満22歳以上」を「満22歳」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「及び孫」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第3項中「13,000円」を「12,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（この条において「扶養親族である子」という。）については7,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）」に、「同項第2号から第5号まで」を「同項第3号から第6号まで」に、「子、父母等」を「父母等」に改め、「6,500円（職員に配偶者）」の次に「及び扶養親族である子」を加え、同条第4項中「達する日後」を「達する日以後」に改め、同条第5項第2号中「第2項第2号又は第4号」を「第2項第2号、第3号又は第5号」に改め、同項第3号及び第4号中「、父母等」を「又は扶養親族である父母等」に改め、同条第7項中「、父母等」を「及び扶養親族である父母等」に、「扶養親族である配偶者」を「配偶者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「及び孫」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年三田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「及び孫」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫